

平成 2 9 年度
社会福祉法人天童市社会福祉協議会 事業計画書

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

～ 共にささえあい 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち ～
<http://www.tendo-shakyo.or.jp/>

平成29年度
社会福祉法人 天童市社会福祉協議会事業計画

基本方針

現在の福祉分野を取り巻く社会経済情勢は、イギリスのEU離脱や、アメリカのトランプ大統領の誕生、南北朝鮮に関わる事件や変事の頻出、中国の軍備増強と経済の減速、アベノミクスの先行きの不透明さ、上場企業の一部に見られる法令遵守や企業統治機能の劣化など、国際的・国内的な政治・経済リスクの影響により、全般的には不透明な状況になっています。

地方においても、ふるさと納税などの追い風はあるものの、まだまだ厳しい財政状況の中にあります。

こうした中であって、介護保険法や障害者総合支援法等の公的施策自体が、個人の介護予防や自立支援を主眼とする仕組みに変わったほか、規制改革が進んだ結果として福祉分野への企業等の参入が進んだことなどにより、福祉の考え方も、従来の「措置制度」に基づく行政を主体とする概念から大きく変化してまいりました。

一方、地域社会においては、急速な少子高齢化の進行や地縁、血縁、社縁等の人間同士のつながりを支えてきた社会の基礎構造の部分がなし崩し的に変化しつつあることなどが大きな影響を与えており、生活困窮者の増加や高齢者や児童等への虐待、引き込みや孤独死、悪質商法や詐欺等の被害の拡大、大規模災害時の要援護者支援のあり方など、多様な福祉問題の顕在化につながっています。

こうした中であって、2年前に設置された天童市生活自立支援センターの運営については、1年間の経験を経て、昨年度において本格的な軌道に乗ったことを踏まえ、新年度においては、生活困窮者の自立相談事業を更に充実させることが求められています。

また、介護保険制度の側面においては、平成28年度から実施された、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）や地域包括ケアなどを更に発展させるとともに、生活支援コーディネーターなどを活用し、地域づくりを推進することが要請されています。

このように、現在から未来に向けて解決を求められる課題に積極的に対応し、本会が社会福祉法で定められた地域福祉を推進する中核組織としての重責を果たすためには、これまで積み上げてきた地域のネットワークを基盤とした総合相談・生活支援体制を強化し、社会経済情勢や福祉環境の変化を敏感に捉えて、迅速に対応していかなければなりません。

そのためには、社会福祉法人制度改革への対応や経営改善に積極的に取り組むとともに、本会が結節点となって、地域住民が主体となって展開する地域福祉活動と、行政や福祉事業者との連携協力体制を強化することがますます重要になってきます。

本会は、こうした社会的な使命を認識し、個人としての尊厳が守られ、誰もが等しく安心して生活できる福祉のまち、『共にささえあい 安心して心豊かに暮らせる』福祉コミュニティの実現を目指して、本会の効率的な運営と積極的な事業展開に努めていきます。

重 点 項 目

I 天童市生活自立支援センター（生活困窮者自立相談支援事業所）の運営

平成27年度に生活困窮者の自立促進や尊厳の確保、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本会では制度の中核である自立相談支援事業を市より受託、生活困窮者の相談対応、課題の評価・分析、ニーズの把握、自立支援計画の策定、住居確保給付金や福祉制度を活用した支援にあたっています。今年度も生活困窮者への支援を通して福祉事務所やハローワーク、法テラス、その他関係機関との連携確立や地域のネットワークづくりに努めます。

II 地域包括ケアに係る介護予防事業の推進

超高齢社会の実情を踏まえ、高齢者のみならず一般市民がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、健康寿命の延伸のための効果的な介護予防事業に取り組むとともに、保健医療の向上及び福祉の増進のための意識啓発に努めます。

また、認知症対策の推進並びに、医療を含めた地域の関係者とのネットワークの構築や関係行政との協働による地域包括ケアの推進を目指します。

III 介護保険事業所の適正経営

本会が運営する「天童市居宅介護支援事業所」及び「天童市訪問介護サービス事業所」は地域支援における中心的な担い手として、介護保険のみならず、障がい者等様々な制度の利用者の立場に立った支援を提供するとともに、効果的かつ適正な運営に努めます。

また、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本に、公平公正な支援体制の整備を行います。加えて事業運営の自主性を確保するため経営基盤の強化を図り、提供する介護福祉サービスの一層の質の向上を目指します。

なお、新規事業として、養育支援が必要とされた保護者に対し訪問を行い、育児や家事援助の支援を行う、養育支援事業（市からの委託事業）を実施します。

IV 指定管理者制度対象施設の管理・経営

指定管理者制度（平成28年度から平成32年度）の適用を受ける公共施設の管理者として、「天童市総合福祉センター」の適切な管理・経営を担います。管理業務の仕様書に基づき、市民の福祉増進や公平な施設の利用、経費の節減に努め、効率的な施設の管理運営を行います。また、本会事業との相乗効果を図りながら、利用者へのサービス向上に努めます。

V 社会福祉法人制度改革への対応と経営改善に向けた取組み

社会福祉法の大改正に伴い、コンプライアンスとガバナンスの徹底や、評議員会と理事会の権能の変更などを主眼とする社会福祉法人制度改革が、平成29年4月1日から本格実施されることを契機とし、法令や定款、規程等の整備に基づき、市社会福祉協議会の組織面及び機能面での整備充実を図ります。

併せて、介護保険制度の改正等に伴い、脆弱化する傾向にある経営環境に対応するため、経営資源を見直し、筋肉質の経営体になるよう経営改善に取り組みます。

事業概要

I 地域福祉事業・ボランティア活動の推進

1 地域福祉ネットワーク活動

(1) 地域社会福祉協議会の支援・充実

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティの実現を目指して、福祉に関する問題発見や取り組み、関係機関への提言、啓発や住民参加、連携調整等に取り組む各地域社会福祉協議会に対して、積極的な運営支援を行います。

また、地域に要援護者が急増している社会情勢を踏まえて、本会や行政、福祉関係機関との連携強化や各地域の市立公民館等との協働促進を図り、活動充実を目指します。

(2) 天童市福祉推進員活動の充実

福祉の問題を抱える高齢者や障がい者等に対して、地域住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携等を行う、福祉推進員活動の充実を図ります。

自治会長や民生委員・児童委員と連携した見守り、声かけを実践するとともに、地域社会福祉協議会や福祉推進員連絡会による研修機会の確保、情報交換等を進めます。

(3) 「いきいきサロン」事業の充実・普及

町内会や民生委員・児童委員、福祉推進員等の福祉関係者や各種団体等が中心となって高齢者等の仲間づくりや健康増進を図る「いきいきサロン」事業、「一人暮らし高齢者激励会」事業のより一層の内容充実、普及を図ります。

また、新たに年間開催回数に基づく助成加算や新規地域のお試しサロンの助成を導入することにより、取り組み易く継続し易いサロン活動の実現を目指します。

(4) 子育て支援事業の実施

子育て支援の活動に積極的に取り組んでいる「母子寡婦福祉連合会」や「地域社会福祉協議会」「退職公務員連盟東村山支部」との連携・協力により、つどいや学習教室を企画・実施して効果的な子育て支援を行います。

2 社会福祉啓発と福祉人材の育成

(1) 社会福祉協議会だより発行

社会福祉協議会の趣旨や活動について、広く住民に認知してもらうため、より分かりやすく、充実した内容の誌面づくりに努めます。また、地域や学校の福祉活動や、ボランティア活動先等、身近な話題を掲載することで、住民の社会福祉への関心を高めます。

(2) 「いきいき・ふれあい健康福祉まつり 2017」の企画・開催

市民の健康と福祉の祭典として、例年恒例となっている「いきいき・ふれあい健康福祉まつり」の企画・開催にあたります。本会及び天童市を事務局とし、福祉関係団体等の参加・協力を得て、福祉に関する研鑽や体験を深めるコーナーを開設して、市民の福祉活動への関心と理解を高めることを目的とします。

(3) 社会福祉功労者表彰の実施

社会福祉の分野で顕著な貢献をされた個人及び団体への感謝を表し、その功績をたたえるための表彰を行います。

(4) ふれあいまちづくり講座開設

医療、福祉等の専門資格や生きがい活動等の特技を持つ方に講師登録していただき、いきいきサロン等の地域の活動や学校等に派遣するふれあいまちづくり講座を開設し、地域福祉の活性化につなげます。地域福祉活動の場に幅広く活用いただけるよう、積極的に講座の周知を図り、講師の人材発掘に努めます。

(5) 福祉のこころ実践校事業の実施

児童生徒の社会福祉やボランティア活動への関心を高めるため、「福祉のこころ実践校事業」を指定して、特に学校と地域福祉活動との連絡を密にし、地域ぐるみで福祉教育に取り組める環境づくりをすすめます。また、福祉に関する講師やボランティア活動先の紹介、福祉用具の貸出等を行い、小中学校等が積極的に福祉学習やボランティア活動に取り組めるよう支援します。

3 ボランティア活動の育成

(1) ボランティアセンター事業

広報誌等でボランティアセンターについてアピールし、ボランティアニーズと活動希望者の情報収集を強化し、調整機能の向上を目指します。既存のボランティア団体が充実した活動を続けられるよう支援するとともに、幅広い市民層に対してボランティア活動の啓発を行います。

(2) 介護ボランティア支援事業の実施

本格的な高齢社会を迎える中、介護保険施設で高齢者がボランティア活動に取り組む際にポイント制を付与し、交付金を給付することにより、高齢者のボランティア活動の普及と健康の保持、介護予防の増進を図ります。

従来の介護保険施設に加えて、新たにいきいきサロンを活動対象とすることにより、登録者と活動回数の増強を図り、両事業の相乗効果を狙います。

(3) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

有事にスムーズにボランティアを受入・活用できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」をもとに、センター立上げや受付・マッチング等の訓練を行います。行政や青年会議所、NPO、地域社協、ボランティア等との連携や、市民への周知を強化し、協力体制の確保に努めます。

II 生活困窮者自立相談支援事業・各種相談援助事業の実施

1 天童市生活自立支援センター（生活困窮者自立相談支援事業所）の運営

平成27年度に生活困窮者の自立促進や尊厳の確保、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本会では制度の中核である自立相談支援事業を市より受託、生活困窮者の相談対応、課題の評価・分析、ニーズの把握、自立支援計画の策定、住居確保給付金や福祉制度を活用した支援にあたっています。今年度も生活困窮者への支援を通して福祉事務所やハローワーク、法テラス、その他関係機関との連携確立や地域のネットワークづくりに努めます。

2 各種相談援助事業の実施

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や通帳等大事な書類の預かり、日常生活に必要な金銭管理の支援を行います。行政や病院、介護保険事業所等関係機関と連携しながら、一人ひとりの能力やニーズに応じた支援を行い、利用者が自分らしい生活を続けられるよう努めます。

さらに能力の低下後も適切な支援につなげられるよう、市や地域包括支援センターと連携して、成年後見制度の法人後見等の制度の検討を行います。

(2) 「生活福祉資金」「たすけあい資金」の貸付・償還指導

低所得世帯や失業者世帯等の生活支援のため、民生委員・児童委員や行政等との連携、協力により、「生活福祉資金」「たすけあい資金」の貸し付けを行います。

借受世帯の生活の安定や順調な償還を実現するための適切な助言、指導に努めるとともに、滞納世帯については、文書や訪問・面接会により生活状況の把握と返済計画の見直し等の相談支援を強化し、確実な償還に繋がるよう努めます。

(3) ささえあい相談所の運営

生活福祉・法律・ボランティアの相談窓口を開設します。市民からの多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センター、市民相談室、消費生活センター等の相談機関との連携を密にして、対応強化を図ります。

特に法律相談では、山形県弁護士会より会員を派遣いただき市民の法律トラブルへの初期対応を図ります。

(4) 避難者生活相談支援事業の実施

東日本大震災の影響により避難している方々の生活の質の向上を図るため、山形県社会福祉協議会の委託を受けて、相談支援活動にあたります。

市危機管理室や健康福祉部各課とも連携を図り、暮らしの情報の提供や身近な社会参加の場の紹介等を行い、避難者の方々が暮らしやすい環境づくりを目指します。特に自主避難者を対象とした借り上げ住宅制度が終了することを受けて、市内に引き続き居住される避難者の皆さんのこころのケアやつながりづくりを支援します。

Ⅲ 共同募金活動

1 一般募金・歳末たすけあい募金への協力

社会福祉法人山形県共同募金会・市町村共同募金委員会設置規程に基づき、山形県共同募金会天童市支会を天童市共同募金委員会に組織変更し、各地域社会福祉協議会や町内会をはじめ地域の方々のご協力を得ながら、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開します。一般世帯や法人、学校、職域など、多くの方々から募金活動への理解と協力を得るため、広報活動を活発化します。

2 歳末たすけあい募金の配分

歳末たすけあい配分委員会担当者会議において、低所得世帯や地域福祉事業等への適正・公正な配分のあり方を引き続き検討し、各地域の歳末たすけあい配分委員会において適正な配分を実施します。

Ⅳ 天童市地域包括支援センター中央の運営

1 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、早期発見・早期対応のため地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談に基づき、高齢者の心身の状況や生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援に努めます。

- (1) 総合相談・支援体制の充実**
- (2) 地域におけるネットワークの構築**
- (3) 包括支援センターニュース発行の充実**
- (4) 地域支援事業申請に係わる支援及び調査等の代行業務**

2 包括的・継続的マネジメント事業

地域包括ケアシステムの基礎となる、医療・保健・介護サービス等の共助、住民ボランティア活動や地域の見守り支援等の互助との連携・連結を図るため、引き続き地域包括支援センターのコーディネート機能の強化と共に多職種協働によるネットワークの構築に努めます。また、要介護者の支援の要となる介護支援専門員及び介護サービス事業者等の連携及び質の向上のための支援を行います。

- (1) 地域ケア会議の開催**
- (2) 主任介護支援専門員会議の開催**
- (3) 介護支援専門員連絡会の開催**
- (4) 介護サービス事業所連絡会の開催**
- (5) 医師会との合同研修会の開催**
- (6) 地域包括支援センター間の連絡調整**
- (7) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置**

3 権利擁護事業

高齢者が様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的な支援を行います。

- (1) 消費者被害の防止対策の推進**
- (2) 成年後見人制度、サービス利用援助事業の周知**
- (3) 虐待通報への対応**

4 認知症施策の推進

権利侵害を受けやすい認知症高齢者対策として、認知症について地域住民の理解促進に努めます。また、医療機関や地域の支援機関と連携を図り、認知症の人が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる支援体制の充実に努めます。

- (1) 認知症サポーター養成講座**
- (2) 認知症地域支援推進員の配置**
- (3) 認知症初期集中支援チームとの連携**
- (4) 認知症カフェの運営協力**
- (5) 認知症事前登録申請・調査代行**

5 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援1、2と認定された方や基本チェックリストにより事業対象者と判断された、支援が必要な高齢者の心身の状態に合わせたサービスが効果的に受け取ることができるようにケアマネジメント(ケアプラン作成)をおこないます。

(2) 一般介護予防事業

要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目的として意識啓発及び介護予防の推進に努めます。

6 指定予防支援事業

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的なサービスの利用のためのケアプラン作成を行います。また、委託先の居宅介護支援事業所との連携の充実とともに、要支援・要介護の円滑な支援に努めます。

(1) 給付管理の適正化

(2) 業務委託環境の整備

7 実習生の受入れ

将来、医療・福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、地域包括支援センターの業務に対する理解と人材育成を目的として受け入れを行います。

V 介護サービス事業所の運営

利用者一人ひとりが住みなれた地域で、誰もが安心して自分らしく暮らしていけるように、利用者の持てる力を活かし生活できる支援を目指します。

1 天童市居宅介護支援事業所の運営

(1) 介護保険制度に基づく指定居宅介護支援事業の実施

要介護者の自立支援や日常生活機能の維持向上を図るケアプランを作成し、要支援者の介護予防及び日常生活支援総合事業のケアプランを受託します。

また、特定居宅介護支援事業所の指定維持を図るために、業務管理体制を整備します。

(2) 介護保険に関する各機関との連絡調整及び手続代行

介護保険事業所は及び、公的機関やさまざまな社会資源についての情報収集を行い、それぞれの心身状況や環境に応じたサービスが適切に提供できるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携の強化を図り、利用者の望む生活に近づけるような支援を行います。

(3) 要介護認定調査事業

要介護認定の円滑な更新を目指し、担当する利用者の認定更新申請代行を適切に行い、利用者の状況を正確に反映する認定調査に努めます。

(4) 実習生の受入れ

介護支援専門員実務研修受講者に、ケアマネジメントの実践現場を体験してもらい、要介護者のさまざまな生活の実態などを知る事を目的として、実習生の受け入れを行います。

2 天童市訪問介護サービス事業所の運営

(1) 介護保険制度に基づく訪問介護事業

介護認定を受けた方や、介護予防及び日常生活支援総合事業対象者の居宅サービス計画書の目標に近づけるようなサービス提供を行います。

(2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護事業

障がいを持つ方が地域で可能な限り自立した生活が続けられるよう、利用者ごとのニーズに添ったサービスの提供を行います。

(3) 地域支援事業に基づく移動支援事業の実施

市からの委託事業として、障がいを持つ方が地域活動や社会参加のため屋外移動に支障がないように、安心安全な外出援助を行います。

(4) エンゼルサポーター派遣事業の実施

市からの委託事業として、双子以上を養育している保護者に対し家事、育児等の支援を行います。

(5) まごころ支援事業（自主事業）の実施

介護保険や障害福祉サービス事業等において、何らかの理由で適用できない場合に本会の自主事業を利用することによって、安心して在宅生活が続けられる支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業の実施

市からの委託事業として、保護者に対して安心して養育できるよう育児、家事援助の支援を行います。

(7) 実習生・研修生の受入れ

福祉人材育成を目的に将来福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、介護の専門知識と介護技術の指導に努めます。

VI 受託施設等の管理・経営

1 天童市総合福祉センターの管理・経営

施設の良い環境整備、適切な管理に努め、施設利用については福祉活動への優先的な開放を行うとともに、より多くの方々に利用いただけるよう、効率的な貸し出し、サービスの向上に努めます。また、効率的な経営、経費節減に努めながら、災害時等には避難所として利用いただけるよう施設管理に努めます。

VII 法人組織の管理・運営

1 理事会及び評議員会等の開催

社会福祉法の改正に伴う新制度による理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を開催し、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

2 監事による監査の実施

監事による中間監査及び決算監査の実施により、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

3 職員の資質向上のため、各種研修会への参加

職員の研修会等への積極的な参加により、職員の資質向上に努めます。